

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

足立区議会議員 29 番 はたの 昭 彦 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいのので、会議規則第 59 条第 2 項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 一般行政	I. 区長の政治姿勢について 1. 多様性の尊重と排外主義について 全国知事会は 7 月に青森県で全国知事会議を開催し、外国人政策について基本法の制定や司令塔組織の設置などを国に求める「外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言」をまとめ、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」と宣言した。 23 区の中でも外国人が多く住む自治体の長として排外主義に対してどのような立場に立つのか。目指すべきは日本人も外国人も様々なジェンダーを持った方々とも差別・分断ではなく、お互いを尊重し合い、共生できる足立区だと思うが区長はどう考えるか。 2. まちづくりに対する基本姿勢について 現在足立区ではエリアデザインと称した、実質的な大規模な開発行為が 7 カ所で同時に進められ、関連事業に多額の税投入がおこなわれている。また、民間によるタワーマンション建設が千住大橋、綾瀬駅前で建設中、更に北千住駅の東西、西新井駅西口、竹ノ塚駅でも計画が進行中だが、北千住駅前地区市街地再開発事業では、約 100 億円もの税投入が事業者より求められている。タワーマンション等の大型開発は都心部だけでなく、足立区でもマンション価格の高騰、家賃の値上げを招いており、このままでは多額の税金を使い足立区が住み続けられないまちになりかねない。施策の優先順位を考えれば、自治体がやるべきは大型開発を率先して進めるのではなく、老朽化しているインフラの整備等で地域住民が安全で、安心して暮らし、住み続けることができるための生活基盤をつくることではないのか。区長が進めるまちづくりとはこのようなタワーマンション林立の足立区を作ることなのか。住民が願う住み続けられるまちづくりこそ目指すべき方向ではないのか。
	9 月 9 日 午前・午後 9 時 30 分受付 質問時間 32 分

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	3. 学校の安全対策について 今年7月に区内小学校の校庭でスポーツ団体が活動中、団体に所属する児童が校庭に埋まっている釘で10針程度を縫うけがをする事故が発生した。 区は令和5年5月に他自治体で小学校の校庭に埋もれていた釘による児童の負傷事故を受け、目視では見つけれない地中の釘を撤去するため、各校に2機の金属探知機を購入し、学校の用務業務への金属探知と除去作業費用として、計2,630万円余を補正予算で支出したにもかかわらず事故が発生したことは重大な問題だ。私の「他の自治体のように専門業者に依頼した方が良いのでは」との指摘に、区は「用務業務の事業者へ委託しても責任持って仕事をしていただける」と答えていたが、結果として事故が発生したことは、税金の使い方として正しかったのか。 金属探知機による点検の結果、小中学校では59校で釘2,654本、釘以外934本の合計3,588本を除去したが、概ね地中20cm以内にあることで、金属探知機には反応したが、深い場所で児童・生徒の活動上支障がないとして7,040箇所については地中に残置していた。このことが今回の事故を誘発し子どもがけがをしたわけだが、区長は責任についてどう考えているのか。
2 政策経営行政	II. 令和6年度決算と新年度予算編成方針について 1. 令和6年度決算について 令和6年度決算が確定し、普通会計の決算は歳入総額で3,501億円、歳出総額が3,374億円。基金は当初340億円取り崩すとしていたものの、実際の取り崩し額は258億円で、年度末の基金残高予測は1,474億円になると見込んでいたが、実際には1,817億円だ。当初予算編成時から「物価高騰に苦しむ区民への応援の姿勢」の不十分さを指摘していたが、結果を見れば、もっと区民への直接支援ができたのではないか。 2. 依命通達（新年度行財政運営方針）について 新年度行財政運営方針では、一年前に我が党が指摘していた「重点項目に物価高騰から区民や事業者を支える施策の具体化が全くない」点が改善されたことは歓迎する。同時に以下の点について質問する。 （1）「将来を見据えた持続可能な行政運営の構築」の具体化では、「AI等の先端技術の導入」「官民共創」を挙げている。先端技術の

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	導入は否定しないが「システム標準化」ではコストも手間も増えている。PPPなどの「官民共創」では民間企業の儲けの道具にされ公共性が失われる事例が相次いでいる。人口減少社会の中で「採算性の低い分野を担う「公」の役割」を発揮するための人材育成こそ、将来を見据えた対策として重視すべきではないか。 (2) 重点項目(交通)では、バスの運転士不足の深刻化を挙げ、自動運転バスの検討をすすめるという。現時点では、自動運転の有料運行も完全無人の自動運転もあり得ず、まずは運転士不足育成のための支援こそ必要ではないか。 (3) 重点項目(高齢者施策)のトップに、「あだち脳活ラボ」利用高齢者のデータ収集と分析を挙げている。一方で事業所維持の危険すらある人材確保策、介護予防も含め欠かせないケアマネ確保などは全く視野にない。改めるべきではないか。 (4) 重点項目(循環型社会)のトップに「令和7年7月末からリチウムイオン電池等の回収体制を構築」と誇っているが、清掃事務所でのわずか一か所、しかも区民が持ち込まなければならないのでは、極めて不十分だ。改善すべきではないか。 III. 新年度予算編成に向けて わが党は、新年度予算編成に向け、40を超える団体と懇談を行い、16万世帯へのアンケートを配布、切実な声を受け緊急要望も行ってきた。アンケートでは暮らしの実感について、生活に「不安がある」が約87%にも上り、高いと感じるものは「食料品」との回答が87%、区政に力を入れてほしいことは「物価高騰対策」と69%が回答している。 1. 物価高騰支援とくらしを守る施策について (1) 消費税減税について 先の参議院選挙では消費税の廃止・減税を公約に掲げた政党の議席が過半数を超えた。国民の消費税減税を求める声が大きくなった要因は留まることのない物価高騰による国民のくらしの困窮にある。区は消費減税を国に求めることについては「社会保障の財源に不可欠なので考えていない」というが、「法人税の適正課税など累進性を高めることで社会保障財源は確保できる」との立場で、国に対し消費税減税を求めるべきではないか。 (2) お米券配布について 総務省が8月22日発表した7月の全国消費者物価指数(2,020

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	年=100) は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が 111.6 と、前年同月比 3.1%上昇。プラスは 47 カ月連続。特に主食の「米類」は 90.7%の上昇と、前の月に引き続き高い水準となっており、生きるのに欠かせない食品の値上げが暮らしを直撃している実態を示している。 第2回定例会のわが党の質問に「さらなる支援は必要だが、備蓄内の流通促進策の効果やコメ価格の推移を見守る」との答弁だったが、備蓄米の放出による効果は一時的で、店頭に並び始めた新米も、農協が生産者に前払いする「概算金」が上がったことで、昨年より更に高値になっている。 物価高騰支援策として「お米券」の配布を実施する考えはないか。とりわけ「子育て世帯」「年金生活者」「住民税非課税世帯」など負担の大きい世帯に対し、直ちに実施すべきと求めてきたがどうか。 2. 医療機関への支援について 国による医療費削減が進められる中で、公定価格である診療報酬は上がらず近年の異常な物価上昇にも対応していない。このため他産業のように賃金を上げることも難しく、人員不足に拍車をかけている。2024 年度の医療機関倒産は 64 件、休廃合・解散は 786 件と過去最高だった。「日本医師会・6 病院団体」は診療報酬改定後「赤字の病院は 69%まで増加し、地域医療は崩壊寸前」「このままでは、ある日突然病院がなくなる」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らした。 区内でも多くの病院が赤字経営に陥っている。国に対し憲法に保障された住民が必要な時に必要な医療を受けることができる権利を守る立場に立ち、医療機関の維持存続のための公定価格の引上げも含め、支援を求めるべきではないか。 3. 生活保護裁判について 6 月 27 日、最高裁判所は、2013 年から 3 回に分けて行われた平均 6.5%、最大 10% (年間削減額 670 億円) の生活保護費引き下げについて違法性を認め減額処分を取り消す判決を言い渡した。この判決は、国の生活保護行政が「個人の尊厳」(憲法第 13 条)「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第 25 条第 1 項、生活保護法第 3 条)を侵害し続けたことを厳しく断罪したものだ。しかし、国は未だ一方的に専門家の審議に対応を

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	委ねるとして違法状態を放置し、原告に謝罪すらしていない。 直ちに謝罪し、減額前の水準に戻し、すべての受給者に減額分をさかのぼって支払うことや物価高騰に見合う保護費の10%以上の大幅な引き上げを、国に求めるとともに、人権保障を最優先にする立場から国が支給するまでの間、区として減額分を支給すべきではないか。 4. 訪問介護事業所支援について 2025 年上半期（1—6 月）の「訪問介護事業者」の倒産（負債 1,000 万円以上）が、2 年連続で過去最多を更新したことを東京商工リサーチが公表した。「マイナス改定やヘルパー不足で苦悩する事業者が少なくない」とし、2024 年度介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が2～3%引き下げられたことが事業所の経営を更に厳しい状況に追い込んでいる。品川区は「社会インフラとしての訪問介護と高齢者の命を守るため、緊急的・臨時的な対策」として次期報酬改定までの臨時的な措置として報酬改定で引き下げられた分との差額を給付する。 足立区でも社会インフラとして訪問介護事業所を支える臨時的な施策が必要とは思わないか。区は第1回定例会でわが党の質問に「実際に支払われた報酬額の推移、消費者物価指数などを総合して必要な支援を検討」と答えているが、一刻の猶予もない。ただちに実施に踏み出すべきだがどうか。 5. 高齢者への支援について （1）シルバーパスについて 12,000 円と4割の値下げとなる高齢者の「シルバーパス」について、荒川区では高齢者の外出機会を促進し、健康寿命の延伸に取り組むとともに、家計の負担軽減を図るため、全ての方の費用負担額が手数料のみの1,000 円になるように11,000 円を助成する制度を10月から開始する。区は「他区の状況を注視する」とのことであったが、同様に支援すべきと求めてきたがどうか。 （2）生きがい奨励金について 廃止された「生きがい奨励金」復活を求める署名は、累計で2.2 万筆を超えた。物価高騰が続く各種支援、給付金の支給が国・都により行われている時期に高齢者への支援金にもなっていた「生きがい奨励金」廃止の判断は間違っていたとは思わないか。物価高騰支援の意味からも「生きがい奨励金」を復活する考えは

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
3 総務行政	ないか。 6. 障がい者・介護施策について (1) 人材確保について 東京都の介護や障がいの現場で働く職員への居住支援特別手当は就業5年目までは月額2万円、6年目以降が1万円と不公平であり、職員間の分断を生むだけでなく、5年従事で転職するという「定着支援」にも逆行しかねない。都に改善を求めるとともに、全ての従事者に同額の支援となるよう、区が独自に支援すべきではないか。 (2) 障がい者のグループホーム等について ①視力障がい者の作業所・グループホームについて 視力障がい者は知的や精神に障がいを抱えている方と同じ作業所に通っているが、突然大きな声を出されたり、触られたりすることによる心因的不安から通所できなくなる方もいる。また、障がい者グループホームも利用できるが、知的や精神などのグループホームが多く、視力障がい者に特化したグループホームは全国でも数も少なく入居は困難で、区内には一か所もない。第7期障がい福祉計画見直しに当たり、障がい特性に応じた作業所、グループホーム整備の方向性を持つべきではないか。 ②中重度のグループホームについて 中重度の障がい者を対象にしたグループホームは圧倒的に不足しており、区は「新規設置時に重度の設置を要件として中重度対象の施設を増やす」方針で対応して来たが、実態は重度であっても対応が大変な方は受け入れてもらえない。 「新規開設希望者に重度対応を要望」するだけでなく、区独自の重度加算のさらなる拡充を行い、遠方の施設に入所せざるを得ない状況をなくすための施設やグループホームの整備を区内で推進すべきではないか。 IV. 公の契約について 1. 公共工事における公契約条例について (1) 東京土建組合が区発注の公契約条例適用現場において、令和6年に実施した賃金実態調査を実施したところ、労働報酬下限額の平均単価 27,666 円に対し、聞き取った144人の日当平均単価は15,788 円と 11,800 円以上もの乖離があり、多くの労働者が条例で

	29 番 はたの 昭 彦
行政区分	質 問 の 要 旨
4 政策経営行政	定められた下限額を下回る賃金で働いている実態が浮き彫りになった。 足立区公契約条例第7条には、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないとあり、明らかに条例違反と思うがどうか。 (2) 令和7年4月の条例改正で、公契約条例の周知徹底を強化することが盛り込まれたが、条例違反の通報は未だ一件もない。が、これは労働報酬下限額以下で働いている労働者が一人もいないのではなく、訴えることへの不安の対応や周知が十分ではないことの表れではないのか。 (3) 公契約条例が制定されてから11年経過しても違反状態が継続している。直ちに是正を指導すべきではないか。 2. 指定管理における公契約条例適用について 今回の改定で、社会福祉法人を含むすべての施設の指定管理協定も対象となった。新たに対象となった社会福祉法人では、同一労働同一賃金の観点からすべての施設で同一の時給単価を定めている。指定管理、直営の両方を運営している法人は、指定管理施設では単価上昇分を委託料で賄えても、直営施設も同条件にすると大幅な負担増が発生する。法人の経営にも大きく影響する問題であり、区として対応を検討すべきではないか。 V. 若者支援について 1. 中高校生の居場所について (1) 児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的に0歳から18歳未満の子どもが利用できる施設だが、区内の児童館は中高生の利用はほとんどなく、誰でも自由に居られるサードプレイスもないと思うがどうか。地域学習センターや区役所アトリウムを居場所として活用することは歓迎しているが、それだけでは本来の児童館の役割を果たせないのではないのか。 (2) 日本共産党足立区議団が8月中旬に視察した豊島区の「中高生センタージャンプ東池袋」はまさに児童福祉法及び子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等を体現している場として、多くの中高生で大変賑

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
5 地域のちから 推進行政	わっていた。児童厚生職員が常駐し、子どもたちと同じ目線で対応している点も特徴的だった。 「ジャンプ東池袋」を参考に中高生が「好きな事」「やりたい」や「夢」を実現でき、「意見を述べる場」となるような場所を作ってはどうか。 2, 区は現在、審議会の答申を受けて、子ども計画を策定しているが、答申を十分に尊重すべきではないか。また他の基本計画同様に、住民や専門家の参加の下で、計画の進行管理を行うべきではないか。 3, 豊島区では子ども家庭部の中に子ども若者課を設置し、子どもの権利に関すること、子ども若者総合相談、中高生センターの維持管理等を扱っている。一方足立区は、あだち未来創造室（区長部局）と学童保育課・子ども政策課（教育委員会部局）と分かれており、区民にとってわかりにくい。足立区でも子ども若者に関する専管組織を作る考えはないか。 VI. 多様性尊重の足立区へ 先の参院選では「外国人が優遇されている」など、事実に基づかない排外主義の主張が強まった。外国人の多い足立区において、一人ひとりが尊重される「多様性社会」実現目指し今まで以上に重視して取り組む必要がある。 1. 「外国人増加による治安の悪化」との声があるが外国人による刑法犯の件数は、2005 年の約 43,000 件をピークに毎年減り続け、22 年には3分の1まで減少。在留外国人は同じ時期に約1.8倍に増えていることから「外国人の増加で治安が悪化」しているとは言えないと思うがどうか。 2. 「日本人の生活保護受給は大変なのに外国人が簡単に受給できる」「外国人を受け入れるのは結構だが、仕事もせず生活保護を受けのんびり生活している」等の声が区議団の区民アンケートにも寄せられた。 日本に暮らす外国人は、この10年で約1.7倍に増えているが、生活保護受給者全体に占める外国人の割合は3.48%から3.25%と減っており、「外国人は保護を受けやすい」というのは事実とは言えないと思うがどうか。 3. 「外国人が国民健康保険（国保）にただ乗りしている」という声も多く聞かれた。厚労省のデータによれば、国民健康保険加入者のうち外国人は約4%だが、医療費全体に占める外国人の医療費は

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
6 子ども家庭 行政	1. 39%にとどまっております、病院にかかる頻度が少なく、若く健康的な外国人が医療制度の重要な支え手になっているともいえると思うがどうか。 4. 2013 年～24 年における不動産ファンドなどによる 10 億円以上の不動産売買は、合計約 47 兆円超にのぼる中、「外務大臣が日本を中国に渡すことに必死になっている」「中国人による不動産購入を防止する法律の制定、移民・流入の制限」「中国人に植民地にされる」との懸念を持つ声も多い。実際には海外投資家によるものは約 4 分の 1 だが、外国人による不動産投資の増加は、政権による規制緩和とアベノミクスによる円安政策の結果だ。大型都市再開発で大もうけしているのは大手不動産業者であり、問題は国内外の不動産ファンドなどによる住宅投機を野放し、規制してこなかった政策にこそあり、投機の規制こそ必要と思うがどうか。 5. 「日本のマナーのわからない外国人が増えている」「ゴミの不法投棄を始めとする日本のルールを移住する外国人に理解させるべき」などの声がある。 ごみやマナーの問題は外国人に限ったことではなく、単身者用住宅等にも言える問題であり、転入時にゴミ出しのルールやマナーを丁寧に知らせる努力こそ必要ではないか。 6. 背景には「言葉が通じない」「文化の違いへの理解の不足」「自分とは異質のものへの漠然とした不安」があり、多様性の尊重、相互理解の推進、交流の場を持つようにすべきではないか。 VII. 子育て支援について 1. 保育の待機児対策について (1) 今年度の保育園の第一次不承諾は、6 年ぶりに 1,000 人を超え「保育園に入れない・入りにくい」足立区となり、区内在住在勤の育休明け現職教諭ですら第一次不承諾だった。尋常でない「入りにくさ」を改善するため休止した待機児童解消アクション・プランを再開するとともに、第一次不承諾をなくす目標で取り組むべきではないか。 (2) 認可保育園の定員不足を補うため、近接自治体の在住者や区内在勤者を事実上排除するような指数の導入をしようとしている。これは足立区を就労場所の選択肢から外し、結果として人出不足を助長することになるのではないか。このようなあり方は見直すべきだがどうか。

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	2. 誰でも通園制度について 子ども・子育て支援法にもとづく「乳児等のための支援給付」として「こども誰でも通園制度」が制度化され、2026 年度からの実施が義務付けられている。 (1) 「利用者と事業者との直接契約になり、自治体の責任があいまいになる」「人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期の乳幼児をなれない場所で、見知らぬ保育者に預けられる子どもの負担や、短時間の子どもが不定期で入ってくることで、通常保育を受けている子どもを不安にさせる」「短時間保育やはじめての子どもを受け入れることでも保育現場の新たな負担増」などが現場で指摘されている。懸念事項を十分勘案し、制度化しなければならないと思うがどうか。 (2) 2026 年度実施に向け条例制定が必至だが、区は議会に対して「国の制度の紹介」を昨年一度おこなったのみで、議会での議論もパブリックコメントも全く行うことなく、突如今定例会で提出するという。議会軽視も甚だしい。こども誰でも通園制度の基準を決めるのは基礎的自治体である市区町村であり、国が示している基準を上回ることも出来るのに、多様な意見を聞きながら適切な保育が提供できる環境保障に欠ける姿勢は認められるものではない。条例提案を撤回し、議会や区民の意見を十分に反映するべきではないか。 (3) 国は、実施を義務化しているが、その規模は規定していない。不十分な制度設計で、一斉に多数の保育施設で見切り発車するのではなく、ごく少数の園で実施し、その教訓を活かして計画する必要があるのではないか。 (4) 実施にあたっては、以下の点に留意すべきではないか。 ①一時預かり事業を実施している保育所等では、両者を一体的に運営可能な制度設計にするべきではないか。 ②利用方式には、「定期利用」と「柔軟利用」。実施方法には「一般型（専用室）」、「一般型（合同）」、「余裕活用型」がある。 余裕活用型や一般型（合同）は在園児の中に保育に慣れていない子どもが入ることで、通常保育をきちんと継続できるのか、在園児に悪影響が出ないのか。一時保育事業やモデル事業を担当している保育士からは「毎日が4月」との声が出されている。ほとんど泣き続けるだけで時間を使い切ってしまいかねない。「すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備」という事業の趣旨からも、「定期利用」「一般型（専用室）」で実施すべきだがどうか。

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	③国基準では職員配置は2分の1以上が保育士であればよいこととなっているが、対象となるのは、0歳～3歳未満の乳幼児を含む子どもであり、幼く、かつ園に慣れていない子どもを短時間預かることは保育の中でも困難な要素が多い。保育所における事故の多数は0～2歳児だ。試行的事業における報告からも経験年数や経験豊富なベテランの保育士が担当している状況が明らかになっている。神戸市のように職員配置はすべて保育資格者とすべきだがどうか。また、それに見合う財政措置が必要ではないか。 ④練馬区では時間に対する補助とは別に利用枠に対する補助も設定している。実施に当たっては利用枠や運営に対する基礎的な補助金の上乗せを区として実施すべきではないか。 ⑤保護者の負担は「子ども一人当たり1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額」としているが、保育料は実質無償となっていることから、区が負担して保護者負担なしとすべきではないか。また、10時間を超える受け入れも可能とすべきではないか。 ⑥国の制度では年度途中でも満3歳以降は利用できず、一時預かり事業に切り替えるか、4年保育を実施している幼稚園等を探すことになる。せめて満3歳になった年の年度末まで利用可能にすべきではないか。 3. 子育て家庭訪問事業（ポピュレーションアプローチ）について （1）10月から開始する子育て家庭訪問事業（ポピュレーションアプローチ）は実施前から、課題がうきぼりになっている。全4,000世帯を対象にした訪問事業は、外部委託と会計年度任用職員（直営）による混合方式で実施するとのことだが、偽装請負の懸念はないのか。 （2）区は「子育て経験のある生協などの女性配達員に委託すること」を拒否し、パソナに委託を行ったが、パソナはこれから40名の非正規職員を募集するという。個人情報保護の観点からも、外部委託ではなく、次年度以降のやり方を再検討すべきではないか。 （3）絵本を貰いたいから申請し対面訪問を予約する子育て家庭が多いとは思えない。絵本は大切だが押し付けではなく、紙おむつ・粉ミルクも選択できるよう、制度を見直すべきではないか。

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
7 環境行政	VIII. 気候危機対策について 1. 温暖化（酷暑）の適応策について （１）連日暑さ指数が 31 を超え、7 月はじゃぶじゃぶ池が 3 分の 1 しか開設できず、ほとんど利用できない状況は数年来続いている。噴水型遊具施設は暑さ指数に左右されず、「オムツ使用」などの制限もない。区は新たな公園の一部には導入する方針だが、じゃぶじゃぶ池が設置されている全ての公園に噴水型遊具施設設置を方針化するべきではないか。 （２）各学校では児童生徒に水筒を持参させ水分補給対策を行っているが、特に夏場はすぐに無くなってしまい、水道水で給水せざるを得ない。地域学習センター同等の冷水器の設置を求めてきたがどうか。 2. 災害対策について （１）足立区ペット同行避難ガイドライン（素案）について ①石川県七尾市のある動物病院では、震災後の 4 月末までの集計での集計で体調不良になった動物は 117 匹（犬 67 匹、猫 43 匹等）にのぼり、うち 8 匹が来院後 1 週間以内に死んでいたこともわかった。十分な食事や水が得られなかったことに加え、普段とは異なる環境での重度のストレスなどの可能性が指摘されている。ペットは今や単なる愛玩動物ではなく、家族の一員として飼い主を支える存在だ。ペットと同室の避難室の設置やペットのストレスを減らす工夫も必要ではないか。少なくとも他の動物が見えなくする対策が必要ではないか。 ②素案ではペットに関する備蓄品はないので、同行避難の場合の避難用品の例示があるが、実際にキャリーバックに動物を入れ、5 日分の水や餌、猫砂などを持ったら、人間が必要な避難物資など持つことはできない。複数飼いならなおさらだ。北区では各避難所に犬 24 缶、猫 12 缶のペットフードも備蓄している。足立区でもペットフードも備蓄品目に加えるべきではないか。また、「避難時持ち運ぶことが困難なものは、安全が確保してから持ち出せるよう倉庫や駐車場など安全な場所に保管を」としているが現実的でない。物資供給の災害協定事業所を増やすとともにペット用品の提供も品目に加えてもらうべきではないか。

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
8 都市建設行政	(2) 防災備蓄品助成について 区は50戸以上または6階以上のマンションを対象に、在宅避難を支援するために最大80万円(1世帯8,000円)の備蓄品(保存水、携帯トイレ)の購入費助成を開始した。災害時最低必要な7日分の備蓄のうち、3日分の備蓄を促し、残りの4日分を区が助成するものだ。 一方区は、避難所が不足する中、地域防災計画でも戸建て住宅の耐震化を重視し在宅避難を呼びかけているが、戸建て住宅に対しては、備蓄品の支援は全く行われなかったというのは不公平だ。 適用除外となるマンション(備蓄倉庫のないマンション)、および戸建て住宅に対してもマンション備蓄購入費助成と同様に備蓄支援策を実施するべきではないか。 IX. 東部地域のまちづくりについて 1. 旧こども家庭支援センター跡地活用について (1) 8月のエリアデザイン調査特別委員会に跡地活用に係る検討状況について報告された。区は整備・運営費に相当額がかかることから、徴収する賃借料が高くなり区の財政負担軽減が見込まれるとして居住系用途を加えて提案することを認め、手法1では公共施設棟とホール・憩いの場棟を区が買取り、手法2でも公共施設棟は区が買取り、ホール・憩いの場は区が事業者が費用を払い、床を借りることになるが、いずれの場合も実際にどの程度の負担軽減になるのかは全く示されていない状況で、民間事業者に委ねることは理由として成り立たないとは思わないか。また、ある程度の費用軽減が認められるとしても、民間事業者に委ねることで、区の自由度に制限が生まれることを差し引いてもさらにメリットがあるという根拠が必要ではないか。 (2) 区は収益施設として居住系用途を認めているが、綾瀬駅前には現在建設中のタワーマンションを始め、すでに多くのマンションがある中で区民の強い要望の図書館設置には背を向け、一方で公有地を提供し民間マンション建設を進めることに区民の理解は得られると思うのか。 (3) エリアデザイン計画は、民間活力の誘導や区有地等の活用を効果的に行うことで、区のイメージアップを図る手法だが、民間活用は必須ではない。旧子家セン跡地は公共施設を中心に区が活用計画を進めるべき時ではないのか。

	29 番 はたの 昭 彦
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	2. 川を生かしたまちづくりについて (1) 花畑川周辺は4つの川と葛西用水など、ゆたかな水と緑に囲まれた地域だ。これらの資源を生かしたネットワークを作り、安全で快適なまちづくりをすべきだがどうか。 (2) 花畑川北側道路は歩道が狭く、ガードレール内側には電柱があるため車いす等は安全に通行できない。安全に通行できるよう整備すべきではないか。 (3) この地域の自転車走行環境を総合的に整備するべきではないか。とりわけ花畑川両側は道が狭く安全に走行するのは困難だ。事業化を進めている補助第261号線に自転車専用通行帯の設置を東京都に求めているどうか。また、葛西用水桜通りにも自転車専用通行帯を設置すべきではないか。 (4) 隣接する公園に花畑川を親水拠点として活用するための施設を整備してはどうか。